

第42号議案

加東市介護老人保健施設条例の一部を改正する条例制定の件

加東市介護老人保健施設条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和8年6月1日提出

加東市長 岩 根 正

加東市条例第 号

加東市介護老人保健施設条例の一部を改正する条例

加東市介護老人保健施設条例（平成18年加東市条例第118号）の一部を次のように改正する。

次の表により、次の各号に掲げるとおり改正する。

- (1) 改正前の欄に掲げる規定の下線を付した部分をこれに対応する改正後の欄に掲げる規定の下線を付した部分のように改める。
- (2) 改正後の欄に掲げる規定の下線を付した部分で、改正前の欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改 正 前			改 正 後		
別表第1（第4条関係）			別表第1（第4条関係）		
種類	対象となるサービスの種類	金額	種類	対象となるサービスの種類	金額
食費	介護保健施設サービス	1日につき <u>1,445円</u>	食費	介護保健施設サービス	1日につき <u>1,545円</u>
	短期入所療養介護及び介護	朝食 1食につき <u>395</u>		短期入所療養介護及び介護	朝食 1食につき <u>425</u>

	予防短期入所療養介護	円 昼食及び夕食 1食につき <u>525円</u>
	通所リハビリテーション及び介護予防通所リハビリテーション	1食につき <u>525円</u>
[略]	[略]	[略]

備考 [略]

別表第2（第4条関係）

種類	対象となるサービスの種類	金額
文書料	全てのサービス	<u>1通につき1,500円</u>
[略]	[略]	[略]

	予防短期入所療養介護	円 昼食及び夕食 1食につき <u>560円</u>
	通所リハビリテーション及び介護予防通所リハビリテーション	1食につき <u>560円</u>
[略]	[略]	[略]

備考 [略]

別表第2（第4条関係）

種類	対象となるサービスの種類	金額
文書料	全てのサービス	<u>一般診断書 1通につき2,000円</u>
		<u>死亡診断書 1通につき4,000円</u> <u>(1通追加毎に2,000円)</u>
		<u>普通証明書 1通につき1,000円</u>
[略]	[略]	[略]

備考 表中の〔 〕の記載は注記である。

附 則

この条例は、令和8年8月1日から施行する。

第42号議案 要旨

加東市介護老人保健施設条例の一部改正（要旨）

1 改正理由

近年の食材料費の上昇等により食事の提供に要する平均的な費用の額と国の示す基準費用額に差が生じている状況等を踏まえ、令和8年8月1日から施設の食費に係る基準費用額が引き上げられることに伴い、食費に係る費用の額を引き上げる。また、文書料について、今後の需要に対応するため、所要の改正を行うものである。

2 改正内容

- (1) 介護保健施設サービス、短期入所療養介護、介護予防短期入所療養介護、通所リハビリテーション及び介護予防通所リハビリテーションを利用する者の食費に係る費用の額を引き上げること。(別表第1関係)
- (2) 文書料について、今後の需要に対応するため項目を細分化すること。(別表第2関係)

3 市民負担への影響

食費を1日当たり100円引き上げることにより、施設入所者にあっては1箇月（30日）当たり3,000円の負担増となる。

4 施行期日 令和8年8月1日